岩手県告示第356号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年5月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成23年5月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社カナン建設
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市鬼柳町荒堰98番地2
 - ウ 代表者の氏名 舘川和義
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-18) 第4140号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年5月9日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成23年5月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 丸正商事株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市上小舟渡46番地2
 - ウ 代表者の氏名 伊藤正二郎
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-19) 第9912号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年5月17日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第 4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成23年5月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 中村電工
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市金田一字沖139番地7
 - ウ 代表者の氏名 中村一人
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-22) 第150094号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年4月22日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。